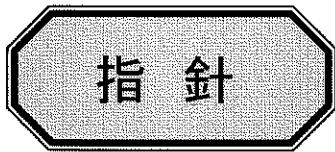


第2章 液化石油ガス法関係



指 針

- 第1 液化石油ガス販売事業者
- 第2 保安機関
- 第3 一般消費者
- 第4 質量販売
- 第5 埋設管
- 第6 バルク供給設備

第1 液化石油ガス販売事業者

➤ 自主保安により取り組むべき事項

液化石油ガス販売事業者に関しては、液化石油ガス法^(※)で保安確保、事故防止のための基準が定められています。しかし、一般消費者の保安確保の一層の徹底を図るために、これを補完する取組を自主的に行います。

(※)：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

1 設備の点検・調査間隔等の自主設定

「供給設備の点検業務」及び「消費設備の調査業務」の点検・調査間隔等について自主的に設定します。

4年間に1回以上の点検・調査業務が液化石油ガス法で定められていますが、法令遵守のみに留まらず、点検・調査業務の実施間隔の短縮や法定業務内容を補完する点検に取り組むこと等により、一層の保安確保の徹底を図ります。

2 各種装置の点検・管理の徹底

事故防止装置の設置に加え、事故防止機能が着実に働くための点検・管理を徹底します。(ガス放出防止器の設置、ガス漏れ警報器の設置、閉栓カバーの装着、計量法で交換期限(製造後10年)が定められているマイコンメータ及び調整器・高圧ホースの使用期限管理など)

3 保安教育項目の作成

従業者に対する「保安教育」の内容及び実施方法を自主的に作成します。

バルク供給設備を設置する一般消費者と契約をしている販売事業者は、従業者に対してバルク供給に関する専門的な保安教育も実施し、消費者の安全対策をより確実なものにします。

4 啓発活動の内容等の作成

一般消費者に対する安全教育(啓発)活動の内容及び実施方法を作成します。

5 防災計画の作成

東京都が作成した「高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針」を参考に、販売事業者としての防災計画を作成します。

第2 保安機関

➤ 自主保安により取り組むべき事項

1 情報提供・交換の機能の強化

保安業務を受託した保安機関は、業務を委託した販売事業者への情報提供・情報交換に努めます。

2 保安教育の実施

従業者に対する保安教育の内容及び実施方法を定めて、保安教育を実施します。

バルク供給設備に係る従業者への保安教育は、バルク供給設備に関するより専門的な保安業務について行います。

第3 一般消費者

➤ 保安確保に向けて一般消費者が自ら努めるべき事項

液化石油ガス法では、販売事業者は、消費設備を調査し、技術上の基準に適合しないときは、適合するため取るべき措置等について、所有者である消費者に通知する義務を定めています。また、災害の発生防止に関して必要な事項を周知する義務も定めています。

消費者は、販売事業者からの周知や通知などの安全の確保のための行為をサービスの一部と考えるとともに、自ら安全確保の必要な対応を迅速・確実に行うことが必要とされています。

さらに、安全確保のためには、一定の負担が必要となることについての一般消費者の理解が同時に望まれます。

1 点検・調査に関する販売事業者・保安機関への協力

販売事業者または保安機関が実施する、液化石油ガス法で定められた消費設備を含む点検・調査業務について、事業者に協力することにより安全の確保に努めます。

2 容器の安全性の確保

容器などの供給設備の周囲には、火気はもちろん、物品を置かないように努めます。

3 安全性の高い機器の使用

安全装置付きガス機器の使用を心がけます。

4 換気

ガス機器を使用する場合、常に換気に注意します。

5 素早い連絡

不安なことが生じた場合は、直ちに販売事業者または保安機関に連絡して専門的な対応を求めるよう心がけます。

第4 質量販売

➤ 自主保安により取り組むべき事項

「質量販売」に関しては、液化石油ガス法において「販売の方法の基準」「消費設備の技術上の基準」が定められています。

全国で質量販売に関係する死亡事故が続いていることから、法の遵守に加え、ひとたび事故が発生した場合に大事故に結びつき易い過密都市東京という状況を念頭に置き、これを補完する自主保安への取組が販売事業者に望まれます。

1 安全機器の取付

過密都市東京という状況を念頭に置き、消費設備の技術上の基準に沿っている場合でも屋内で使用する際には爆発の危険性があることから、ヒューマンエラーによる事故を無くすための安全機器を取り付けます。

具体的には、ヒューマンエラーが発生した場合にも安全が確保されるよう、以下のいずれかの対策が必要です。

- ①「ヒューズ機能(過流出防止機能)付ガス栓」の取付
- ②「カップリング付容器用弁付容器(カップリング付容器)」の利用
- ③「ガス漏れ警報器」の設置

また、更なる安全確保を目指すために、以下との併用が望まれます。

○「迅速継手ガスホース」の利用

2 火気との距離確保

容器と火気との間に一定の距離を確保します。

容量が20ℓ以下の小型容器については、規則第44条消費設備の技術上の基準(規則第18条も含む)において、火気との距離、配管の方法に関する規定が定められていません。このため、容器を火気に近づけない等の注意ラベルの貼付などによる注意喚起を行います。

3 安全啓発活動の推進

販売事業者は、質量販売を行う際に、消費者に対する安全教育(啓発)活動を積極的に行って、事故の防止を図ります。

第5 埋設管

➤ 自主保安により取り組むべき事項

液化石油ガスの埋設管管理に関しては、法令遵守による保安確保が基本となります。。しかし、埋設管による事故の発生が続いていることから、過密都市東京という状況を踏まえ、事故防止の一層の徹底に向け、これを補完する自主保安への取組が望まれます。

1 露出配管の選択

腐食しにくい、ポリエチレン(PE)管、プラスチック被覆鋼管(電氣的絶縁継手付)及び配管用フレキ管(さや管使用)を使用する場合を除き、点検・管理がしやすい露出配管にします。

2 点検間隔・点検方法の検討

埋設管の点検間隔の短縮及び点検の方法等について、事業者自らが保安確保の視点から検討し、その結果に沿って点検等を実施します。

3 共同住宅での安全確保

共同住宅の配管設備には少量のガス漏れでも検知が可能な「流量検知式切替型漏えい検知装置」等を設置します。

4 維持管理マニュアルに沿った管理

高圧ガス保安協会が作成した「埋設管維持管理マニュアル」に沿った維持管理を行い、更なる保安確保に努めます。

第6 バルク供給設備

➤ 自主保安により取り組むべき事項

バルク供給設備に関しては、液化石油ガス法で、供給設備の技術上の基準等が定められています。しかし、バルク供給設備は、液化石油ガスを大量に貯蔵することが可能なことから、一旦事故が発生した場合には、施設周辺への影響が大きくなります。このため、保安確保の一層の徹底に向け、液化石油ガス法の遵守のみに留まらず、これを補完する取組を自主的に行います。

1 ガス漏れの有無の確認

販売事業者は、充てん作業時及び検針時を含め、1月に1回以上ガス検知器等によりガス漏れが無いことを確認します。

プロテクター内のガス漏れ警報機の設置は、液化石油ガス法施行規則第19条第5号ただし書きで免除規定があります（漏えいの有無の確認を月に1回以上実施したときなど）。しかし、液化石油ガスの貯蔵量が多い300kg以上のバルク供給設備では、プロテクター内若しくは供給設備の設置場所にガス漏れ警報装置を設置して、ガス漏れを常時監視できるシステムとすることにより、保安機能の強化を図ります。

2 目視による点検

販売事業者は、充てん作業時及び検針時を含め、1月に1回以上バルク供給設備附属機器について目視による点検を実施します。

3 事業者相互の連携

販売事業者、充てん事業者及び保安機関は、相互の業務内容を確認し、その上で、更なる安全対策をそれぞれが責任を持って実施します。